

山田なおこ 副委員長

それでは、増田委員、質問項目をお知らせください。

増田裕一 委員

まず産業振興について、集会施設について、時間があれば、杉並区歌について。使用する資料は、整理番号374、それと杉並区産業振興計画です。

では、まず産業振興についてお尋ねします。

平成15年2月に策定された杉並区産業振興計画や、先日来の質疑からも明らかなように、商店街振興において、特色ある個店づくりは喫緊の課題であると私も認識しております。産業振興計画の5ページに「IT化（情報化）への対応」とあって、「地域経済においても、情報化の進展は、これまでの事業形態を大きく革新するものであり、特に中小企業が多くを占める区内事業者にとって、情報化の潮流に乗り、これを活用できるか否かが、今後の事業の成否を分けるといった状況にある。」という分析がなされております。まさにそのとおりでして、6年前にその点に着目していたという点は評価すべきというふうに思っております。

そこで、産業振興計画の27ページに「特色ある個店の情報化事業」とありますが、具体的な施策は何でしょうか。

産業経済課長

特色ある個店づくりといった事業でございますけれども、現在、特色ある個店づくりの事業につきましては、直接、単独の事業として実施しているというものではございませんけれども、杉並区内の魅力ある店舗とかあるいは人気商品などを紹介する、例えばすぎなみ学倶楽部とか、あるいは「商工だより」といったような情報ツールを使いまして、先進的な個店の情報が広く知られるような取り組みを行っている、そういう状況でございます。

増田裕一 委員

総務省の調査をちょっと持ち出したいんですけども、東京都の人口集中地区におけるインターネットの利用率は70.9%、これはメールとかも含みます。インターネットを商品やサービスの予約、購入、支払いなどに利用している割合は34.0%、3人に1人の方がインターネットを使って物、サービスを買ったりしているわけなんです。こうした現状について区の見解と、あわせて、本区における昼間人口、夜間人口、家族形態別世帯分布をお尋ねします。

産業経済課長

インターネットによるサービスの提供、その需給状況等々でございますけれども、今こういう時代を反映いたしまして、インターネット通販などのいろいろな商形態が出てきているかなというふうに考えております。ある意味では従来型の店舗経営といったようなものに影響を及ぼしつつあるものというふうに考えております。

山田なおこ 副委員長

昼間、夜間、それから世帯別の人口分布のお問い合わせがあります。

増田裕一 委員

昼間人口と夜間人口だけでいいです。

区民課長

恐れ入ります、ちょっとデータが古いかもしれませんが、1日の流動人口として、流出が18万6,000余、流入が10万余でございます。

増田裕一 委員

これ、何を聞きたかったかと申しますと、杉並区というのは住宅都市なわけですよ。夜間に人口が戻ってくる。それで、家族形態別世帯分布というのは、単身世帯が多いということをちょっと知りたかったわけなんです。

ちょっと先に進みたいんですけども、先般、先ほど課長からお話がありました、インターネットのショッピングモールで有名な楽天市場というのがございます。野球チームでも有名ですが、過去最高の営業益を記録したというふうな報道がございました。いわゆる節約のため、外出を控えて自宅で買い物をする、巣ごもり消費の影響と言われております。こうした現状について、区の見解をお尋ねします。

産業経済課長

これにつきましては、無店舗での新しい商業形態というような形が非常に増えてきているという状況は私どもも認識してございまして、そういったようなものが、先ほどお答えをさせていただきましたように、従来型の店舗経営に非常に影響を与えてきているというふうに思っております。

増田裕一 委員

インターネットで物を買うというのは、要は無店舗じゃなくても、実店舗を持っていてもインターネットで販売している方もいらっしゃるわけなんです。杉並区を翻ってみたいと思うんですけども、区内商店街におけるコンピューターの導入状況及び導入商店街における利用内容はいかがでしょうか。

産業経済課長

区内では、平成19年の調査になりますけれども、パソコンの導入率が約4割強であったという調査結果が出ております。使われている内容でございますけれども、ホームページの開設、また経理、伝票整理などの店舗経営、管理といったようなものに主に活用されているということで、現在ではこういった利用率はさらに拡大しているというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

インターネットで物を買うというふうに一言で申し上げましても、集客はどうなのかですとか、商品の解説はどうなのかですとか、代金決済はどうなのかですとか、梱包、配送はどうなのかですとかというぐあいに、実店舗で物を買うということと同等か、またそれ以上の手間がかかるんですね。ただ、電子商取引、インターネットで商売をするということが定着する以前の創成期のころと比較しますと、ノウハウというものが蓄積されまして、商品のよしあしですとか、経営者の努力いかんによっては、電子商取引で先行する企業を追い抜くことが可能ですし、今や、先ほど述べましたとおり、実店舗と仮想店舗の両輪で商売することが1つの形として定着しつつあるというふうにも思うわけでございます。

例えば大阪市では、インターネットでの商売について、1から10までノウハウを提供する講座を提供しております。素人でも立派にインターネットで商売できるぐらいまで講座を開設しているわけなんです。

本区においても、特色ある個店づくりと、先日区長答弁でもございましたけれども、そういうところを重視しているわけですから、IT化の促進ですとか電子商取引のノウハウを提供する事業というものを展開すべきと考えますが、区の見解をお尋ねします。

産業経済課長

区の商連の中でも自主的にインターネットの関係、ITの関係を研究しようというような動きもございまして、区といたしましても、区そのものは、IT関係、そんなに強いほうではありませんので、区が主導でそういったことを商店街の皆さんに提供していくのもちょっとどうかということもありますけれども、私どもも勉強してまいりたいというふうに考えて

ございます。

増田裕一 委員

非常に後ろ向きなふうには私にとらえたんですけれども。

以上の議論を踏まえて、個店の強化というふうに言っているわけですから、今の不況の先の話をしているわけなんですね、施策の展開として。

産業振興計画というものがあまして、これは平成15年の2月につくられたわけですが、この改定というのは、今後の方向性としていかがなものでしょうか。

産業経済課長

産業振興計画の改定に関する懇談会を設置いたしまして、そこで今議論を重ねているところでございますけれども、間もなく新しい改定バージョンが出せるものというふうに進めてございます。

増田裕一 委員

先日来、特色ある個店づくりということで区も言っておるわけですから、情報化ということも、この産業振興計画でうたっているわけなんですよ。うたっていて、個店レベルまで落としてないわけですよ。ホームページをつくって、それでいいでしょうということでは、電子商取引までいかないインターネットの活用というところまでいかないんですから、ぜひそこら辺のところは考えていただきたいと思います。

では次に、集会施設に関連して幾つかお尋ねします。

まず、地域区民センター、区民集会所、区民会館、区民事務所会議室というのはどのような位置づけか。

地域課長

区民センター、集会所につきましては、身近な地域の集会施設として、各種地域団体のコミュニティ活動、それから区民の方の交流の場としてご活用いただいています。また、区民事務所会議室につきましては、旧出張所の跡地でございますので、目的外使用として、地域の町会でありますとかいろいろな団体に会議室としてご利用いただいているところでございます。

増田裕一 委員

資料番号374番を拝見しますと、平成19年度、直近の平均利用率が50%を切っているところもあるわけなんですね。こうしたことは昨年の決算特別委員会でもちらりと触れさせていただきましたが、その原因をどのように分析して、その後の対応はいかがであったか、お尋ねしたいと思います。

地域課長

利用率が低いところがございますけれども、主に区民事務所会議室が多かろうと思います。区民事務所会議室は、ご案内のとおり非常に住宅地のど真ん中にあたりして、なかなか交通の便が悪い。それから、バリアフリーの対応が全くできていない状況でございます。それから、所によっては老朽化が著しく、使いづらいというようなところが利用しにくい理由になっているのかなというふうに思います。

区民事務所会議室につきましては、1階部分につきまして地域で有効に使えるような構想がございますれば、そのように活用してまいりたいというふうに考えてございます。今般、21年度におきましては、荻窪及び清査中通会議室につきましては、保育室として活用する予定になってございます。

増田裕一 委員

ちょっと個別のケースを見ていきたいんですけども、区民会館で方南会館というのがあります。区民事務所会議室で方南和泉会議室というのがございます。これは住所が同じで同一敷地内にあるんですけども、別々に貸し出しをしているみたいなんです、利用率が違いますから。これは一体どういう理由でこのような貸出形態になったのか。

地域課長

建物については、同じ施設の中に併設ということで、以前は出張所があったということで、会議室については無人状態でございますけれども、区民会館は以前からございますので、受付等については一緒にできるというような扱いになってございます。

増田裕一 委員

これ、もうちょっと効率よく使えないものなんでしょうかね、利用形態ですとか利用の流れですとか。区民事務所会議室は、たしか1回、地域区民センターなりにかぎを借りに行つて、そして閉まるときにかぎを返しに行きますよね。ここら辺はどうなんですか。

地域課長

方南につきましては、区民会館のほうに職員がございまして、かぎの貸し借りについてはしなくても使えるような状況になってございます。

増田裕一 委員

では、何でこれは別々の扱いになっているんでしょうか。

地域課長

旧出張所であるということで、財産区分が別になっているということでそういう状態になってございます。

増田裕一 委員

それは何とかならないものなんでしょうかね。ただ単純に、利用している方がいるわけですから、全くもって使うなというふうに言っているわけじゃないんですね。もうちょっと効率的に、効果的に使ったほうがいいんじゃないかということでご提案をしておるんですけども、その点はいかがか。

地域課長

出張所の跡地につきましては、あくまでも暫定利用という状況で今お貸ししている状況でございますので、その辺の行く末が決まり次第、例えばここについては統合するということも選択肢の1つかなというふうに思います。

増田裕一 委員

では最後に、杉並区歌についてお尋ねしたいと思います。

杉並区歌は、どのような目的で、いつ作曲されたのか、その経緯は。

総務課長

区歌の目的でございますけれども、区民相互の連帯意識を高め、郷土愛をはぐくむということを目的といたしまして、区制施行50周年のとき、昭和57年でございますが、制定をしてございます。作詞が区民公募で、作曲は、さきにご議決いただきました、名誉区民になりました遠藤実氏の作曲でございます。

増田裕一 委員

では、この杉並区歌、どのような機会に歌うんでしょうか。区歌の位置づけというものをお尋ねしたいと思います。

総務課長

どういときに歌っているかというふうなご質問ですけれども、我々、きちんと把握しているわけではございませんが、区の行事といたしましては、新年賀詞交歓会のときに歌っております。また、音楽だけという点では、総務課で行っていますけれども、表彰審査会のときとか、職員向けの朝の放送の際に随時流したりしてございます。

増田裕一 委員

これ、地域の方に聞きますと、杉並区歌って何、というふうに言う方もいらっしゃるんですね、実際のところ。

非常に興味深いのは、先日、民放テレビ局のある番組でも取り上げられていたんですけれども、横浜市では、今からさかのぼること100年前の明治42年に、横浜港開港50周年を記念して、森鷗外の作詞で横浜市歌がつくられました。これは市立小学校ですとか中学校などで定期的に歌うなどして、市歌を市民全員が歌えるということが報道されていたんですね。歴史的なものですとか、そういった現状の区歌の位置づけというものはまた違ったものではないかと思うんですけれども、歌う歌わない以前に、まず知らないという現状があります。ですので、先ほど課長のほうからもお話ございました、せっかく杉並区出身の遠藤実氏が作曲したものですから、区立小学校や中学校で歌唱指導ですとか、区の式典で流す、演奏するということも考えられますけれども、区の見解をお尋ねします。

総務課長

確かに、今申し上げましたように区民の方の多くが知らないという現状にあると思います。ただ、今回、名誉区民に遠藤実氏にご議決いただいたというふうなこともあわせて、今後、今のご意見のように多くの皆様に愛唱され、覚えていただくというようなことも考えまして、区では今回、区歌と一緒に杉並音頭、この2つの曲を50周年のときに制定しているんですが、これをCDにいたしまして、区内の町会、商店会を初め、私立も含めての小中学校や保育園、児童館等々の施設に配布しまして、なるべく広めるようにしていきたいと考えております。そのCDにつきましても、区民の方に販売するというので、1階のコミュかるショップでも販売するような準備を進めているところでございます。